

障がい者相談支援にかかる今後の方向性について

平成26年7月

障がい者相談支援あり方検討会

目次

I はじめに

1. 概要
2. 検討体制

II 障がい者相談支援を取り巻く現状と課題

1. 基幹相談支援センター
2. 区障がい者相談支援センター
3. 地域活動支援センター（生活支援型）
4. 地域自立支援協議会
5. 計画相談支援
6. 地域相談支援

III 目指すべき障がい者相談支援とは

1. 前提
2. 総論

IV 障がい者相談支援の今後の方向性について

1. 基幹相談支援センター
2. 区障がい者相談支援センター
3. 地域活動支援センター（生活支援型）
4. 困難ケースへの対応
5. 地域自立支援協議会
6. 計画相談支援
7. 地域相談支援

資料編

1. 障がい者相談支援あり方検討会メンバー一覧
2. 業務内容一覧（基幹相談支援センター）
3. 業務内容一覧（区障がい者相談支援センター）
4. 業務内容一覧（地域活動支援センター生活支援型）
5. 区別指定相談支援 支給決定者数（平成26年3月末時点）
6. 区別計画相談支援 請求実績（平成25年度）
7. 計画相談支援達成率（平成26年3月末時点）
8. 施設入所者の支給決定区別内訳（平成26年2月末時点）
9. 計画相談について（セルフプラン様式例）
10. 地域相談について（特別調整の概念図）
11. セルフプラン様式（今後検討素案）について

I はじめに

1. 概要

本市の相談支援体制は、区を基本として、各区における障がい者支援専門機関として区役所と連携し、個別の支援にも有効に機能していけるよう、平成24年度にこれまでの委託相談支援事業を再編し、各区1か所の「障がい者相談支援センター」（以下、「区センター」）として整備を図るとともに、地域における中核的な役割を担うべく、各区の障がい者相談支援センターの統括・後方支援などを担う「基幹相談支援センター」（以下、「基幹センター」）の整備を図り、また、「地域活動支援センター生活支援型」（以下、「地活センター」）については引き続き同箇所継続実施を図ってきた。

しかしながら、本市の相談支援を取り巻く状況については、計画相談や地域相談の適切な実施といった個別事項について多くの課題が存在するほか、全般にかかわる事項として、区センター、基幹センター、地活センターについて、その役割や連携について整理・共有化を図り、限られた社会資源の中でより有効に機能していくための方策を検討する必要があると考えられる。

また、平成26年度は障がい者支援計画の中間見直し及び次期障がい福祉計画の策定に向けた検討が大阪市障がい者施策推進協議会障がい者計画策定・推進部会においてなされる場所であるが、相談支援分野については、より幅広く整理・検討を深めていく必要がある。

そのため、相談支援に関わる諸課題についての総合的な検討を行うための助言を得るため、「障がい者相談支援あり方検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、そこでの意見を、市地域自立支援協議会をはじめとする今後の本市の障がい者施策の推進に向けた検討のための資料として活用してまいりたい。

2. 検討体制

相談支援に精通している障がい者施策推進協議会委員（部会委員含む）、相談支援関係者のうち中核的な役割を果たしている方、上記と同等の専門的知識と技能を有する方のうちで目下の課題にかかる検討に協力いただけた方に参集していただき、以下の日程で実施した。（資料編1. メンバー一覧参照）

第1回 平成26年5月23日（金）18時～ 大阪市役所にて

議題（1）「（仮称）障がい者相談支援あり方検討会」の設置について

（2）本市における障がい者相談支援にかかる現状と課題について（論点整理）

（3）その他

第2回 平成26年6月20日（金）18時～ 大阪市役所にて

議題（1）今後の方向性について（イメージ案）

（2）その他

第3回 平成26年7月25日（金）18時～ 大阪市役所にて

議題（1）今後の方向性について（案）

(2) その他

II 障がい者相談支援を取り巻く現状と課題

基幹センター、区センター、地活センターをはじめとする相談支援関係機関の役割分担・連携について、十分な機能発揮に繋がっていないと思われる分野があると思われ、アンバランスな状況が継続している。

そのような状況を以下の機関ごとに現状と課題について検討した。

1. 基幹センター

基幹センターは、区センターの統括・後方支援として、区センター連絡会・情報交換会の開催、区センターへの助言・援助、事例検討部会の開催と事例の蓄積、相談支援専門員に対する研修の実施、市地域自立支援協議会への参画を行っているほか、障がい者理解に向けた普及・啓発事業、ピアカウンセラーの養成・紹介、障がい者支援施設等からの地域移行支援にかかるコーディネート機能、関係機関との連携・調整、調査研究、社会資源基盤整備状況の把握と情報発信・提供などといった広範な業務を行っているところである。

基幹センターにかかる課題については、平成26年2月21日開催の基幹相談支援センター運営委員会において以下の通りの意見が各運営委員からなされており、平成26年3月7日開催の大阪市地域自立支援協議会に報告されているところである。

(主な意見について)

- 区センターから基幹センターへの相談件数が少ない。もっと具体ケースと一緒に取り組んで欲しい。
- 困難ケースについて、区センターでは基幹センターとの連携方法がよくわからない。
- 区センターの状況をもっと把握して欲しい。リアルタイムで把握する工夫も必要。
- 基幹センターは専門性を発揮し、困難事例対応では相談支援事業所をけん引して行ってほしいが、実際は一部の区センターがその役割を果たし、困難ケースや触法ケース等をたくさん抱えているのが現状。基幹センターは連絡調整・つなぎ役のみで終わっている。
- 地域移行について、指定一般相談支援事業者が取り組んでいけるよう研修をしてほしい。
- 個別ケース対応をするべきである。
- もっと現場の人が仕事しやすいような形をとるべき。
- 区地域自立支援協議会の活動は区によってバラつきがあるので、基盤づくりのために区センターへの支援をして欲しい。
- 各区でも地域格差があるため地域を耕す必要がある。そのためにはマンパワーを育成して、耕し方として地域啓発と研修が必要。また、各区の障がい児・者数、事業所数等の数字を示すエビデンスを基幹センターで取りまとめて提供してほしい。
- 指定特定を増やすことや各区の実態把握にも関わってほしい。

- 基幹センターのあり方議論にあたっては、アンケートをとったり、議論の場を設けるなど区センターの意見が反映できるようにして欲しい。
- 仕様書に基づきつつも、積極的な事業展開を期待する。

2. 区センター

区センターについては、相談支援に関連する広範多岐で複雑な業務が増えてきており、また障がい福祉サービスにかかる支給決定者も年々増加してきているが、指定特定相談支援事業者の参入が伸びず計画相談支援に忙殺される結果、委託部分の相談支援事業に十分な時間を割けなくなっている現状にある。

そのため、この間、以下の取組みを行ってきたが、さらなる方策が求められる。

また、区センターによっては、当該区における支給決定者が多いにもかかわらず、相談件数が少ないといったアンバランスな状況も見受けられる。

平成25年1月

事業者に対して計画相談支援にかかるアンケートを実施

- ・有資格者の確保が困難、報酬額が低く安定した経営が困難、手続きが煩雑で利用者にも負担が多いなどの課題あり。また、セルフケアプラン手法の確立が必要との声の一方で、利用者の困り込みに関する懸念の指摘もあり。

平成25年6月～

指定特定相談支援事業者の新規設置に向けた広報活動

- ・区地域自立支援協議会等の場を活用して、事業者増加策の一環として関心のある事業者を集めて説明会を実施
(25年度は大正、天王寺、西淀川、旭、東住吉で実施済)
(26年度は此花区で実施済。その他の区も順次調整予定)

平成25年8月

府、堺市と共同で「要望書」を国へ提出し協議実施

- ・相談支援（計画相談）の体制整備のため、相談支援事業所の運営安定化等（相談支援専門員の確保、報酬体系、加算の創設等）について、計画相談の厳しい収支状況や業務量積算といったエビデンスを添えて要望し、協議を実施

平成25年8月～

計画相談支援ワーキング会議開催（2回実施/局）

- ・国に対する「要望書」状況説明
- ・今後の進め方の論点整理
 - 本来業務が計画相談に圧迫されている点
⇒特定の事業者が過重とならない手法
 - 報酬単価低いため採算が取れない事業所がある点
⇒モニタリング頻度の柔軟な運用の周知
 - 計画相談業務の限定実施について（オーバーフロー対策）

- ⇒計画相談の理念上、限定実施は困難である
- セルフプランの活用策は検討すべき
- 体制づくりについて（1事業所のみでの問題）
- ⇒事業所全体の増加策

平成25年10月

計画相談にかかる事務取扱の一部変更

- ・利用意向調査票の変更
- （区センター、地活センターを除く指定特定事業者からの選択へ）
- ・指定特定相談支援事業者の受入可能状況の情報提供
- （基幹センターが受入可能状況を定期的に把握し、関係機関へ提供）
- ・モニタリング頻度区分の変更にかかる取扱
- （毎月モニタリングに変更の場合は対象者を限定せずに協議へ）

平成26年4月

計画相談の対象拡大

- ・重度訪問介護・外部サービス型指定共同生活援助事業所の利用の一部、施設入所支援の利用、療養介護の利用

3. 地活センター

地活センターは、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進をはじめ、相談支援事業や福祉及び地域の社会基盤との連携のための調整、地域住民ボランティアの育成、普及啓発等を行うことにより、障がい者の社会復帰、社会参加、自立の促進を図っている。

とりわけ、専門的知識を必要とするケース等への対応支援、施設や病院からの地域移行・定着に対し医療・福祉及び地域の社会資源との調整、困難ケース等に対する他の事業所へのアドバイス、行政・医療・福祉及び地域自立支援協議会との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発を行っている。

精神障がい者からの計画相談を受けることが多く、地活センターとしての相談支援に支障が生じていることもある。

4. 地域自立支援協議会

「地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議」として「地域自立支援協議会」を設置し、障がい当事者が抱える様々なニーズに対応していくために、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野、多職種による多様な支援を継続的に行うことを目的として市レベルと区レベルで重層的に設置・運営を行っている。

市地域自立支援協議会では、相談支援事業の中立性・公平性を確保するために、相談支援事業者の運営評価や、各区地域自立支援協議会からの報告等に基づき、大阪市レベルで取り組むべき課題等の検討・改善等を行い、各区地域自立支援協議会参加事業者等を対象に研修会を実施し、各区地域自立支援協議会の運営強化に努めているが、限られた時間の中での運営上、各種実施状況の報告に時間が費やされ、今後の方策の検討等について不十分な状況となっている。

区域レベルにおける相談支援機関とサービス提供機関等との連携を円滑に行い、支援ネットワークづくりを進めるために、各区に「区地域自立支援協議会」を設置し、地域の様々な問題点の検証を行っており、事例検討をはじめ、社会資源マップの作成や地域における事業者説明会、相談会、講演会等の取り組みを行い、地域における障がい者支援体制の充実に努めているが、地域移行・就労・計画相談などをはじめとする課題が広がりを見せている中、依然として活動状況に差異が見受けられる状況となっている。

5. 計画相談支援

障害者総合支援法の改正により平成 24 年 4 月に個別給付としての計画相談支援が創設され、平成 26 年度末までの 3 年間で対象者を段階的に拡大することとされているが、本市においては、指定特定事業者の増加が低調なことから、平成 26 年 4 月から一定の対象者拡大を行ったものの、障がい福祉サービス・地域相談支援の全受給者に占める計画相談支援支給決定者の割合は 2 割弱にとどまっている。

計画相談支援は、きめ細かく継続的な支援のためのケアマネジメント、専門的知見を持つ専門家のアドバイス、サービス内容等の第三者的評価などを行う必要性・有効性に鑑み、原則としてすべての障がい福祉サービス・地域相談支援の利用者に提供されるべきものとされている。このため、本市として、先に示したとおり、計画相談支援の提供体制の強化を図るための区地域自立支援協議会と協力しての事業所立ち上げに向けた説明会の開催、報酬体系など制度改善を求めた大阪府との連携による国への要望活動、指定特定相談支援事業者の新規受け入れ可能状況の把握及び情報提供、モニタリング頻度にかかる対応の柔軟化、相談支援従事者養成研修の受講定員拡大の働きかけ（昨年度 554 人→今年度 1,100 人）などの取組を行ってきた。しかし、その成果が十分に上がっているとは言えず、大幅に提供体制が不足している状況が続いている。

セルフプランについては、指定特定相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画案」と同じ様式での提出を求めるとしてきたが、国において、セルフプランは障がい者のエンパワメントの観点からは望ましいものであるとの見解が示されており、また、国の示す様式例を参考に市町村の判断で様式を定めることができることとされていることから、障がい者本人が作成しやすい様式を定めることにより、希望する者が円滑に提出できるように改善する必要がある。一方、サービス提供事業者などが作成することも可能なことから、いわゆる囲い込みにつながらないように、本人の自由な意思決定が担保されることが重要である。

6. 地域相談支援

平成 24 年 4 月に地域相談支援が創設され、入所施設や精神科病院などから退所・退院に向けて支援を必要とされる方に対する地域移行支援と退所・退院後の方や一人暮らしなどに伴って不安定な地域生活な方に対する地域定着支援が個別給付化された。

地域相談支援については、より一層の活用が期待されるが、特に遠隔地にかかる連絡調整にコストがかかる点や、事業所によってその活用に相当なバラつきが生じている。

また、平成26年4月から、矯正施設や更生保護施設を退所する方も個別給付の対象者となったが、具体的手順や役割分担・連携手法等について整理や確認を早急に行う必要がある。

Ⅲ 目指すべき障がい者相談支援とは

1. 前提

基幹センター・区センターそして地活センターという全体の枠組みについては、現行の体制や役割分担を基本としつつ、この間の課題を踏まえて役割分担を明確にし、さらに一体的な機能強化を図る必要がある。

2. 総論

限られた社会資源・人材・財源等のなかで、行政区内での基幹センター・区センター・地活センターなどがより有効に機能していくためには、役割分担や連携についてより明確化が図られるよう整理を行うとともに、各事業所の力量の向上や指定特定相談支援事業者が極端に少ない地域といったアンバランスな社会資源の状況を改善していくことも目指すことが必要となる。

基幹センターは、区センターの統括・後方支援（機関支援）を担う市域全体の中核的な機関として、コーディネイト機能を高めるとともに、市の基幹センターとして広域的な調整の窓口機能を担うなど、地域における身近な相談支援機関である区センターが機能発揮できるよう、市全体の相談支援機能の向上を図る牽引役を果たしていく必要がある。

人材の確保・育成にあたっては、研修の実施や関係支援機関の連携を図るなどして、より専門性の高い支援ができるような体制を構築していくことが必要である。

区センターは地域における身近な相談支援機関として、障がい種別や困難ケースの程度に関わらず対応するとともに、必要な情報の提供、助言や自立支援協議会や指定特定・指定一般支援事業者に対する後方支援などの機能を高めていく必要がある。

区センター・地活センター・基幹センターの主たる役割について（イメージ）

区センター

- ・ 地域における相談支援の中核機関（困難ケース、地域移行など）
- ・ 区内関係機関などと連携を図りつつ、障がい種別に関わらず個別支援を行う
- ・ 地域自立支援協議会への参画等、地域におけるネットワークづくりを推進

地活センター

- ・精神保健福祉士等配置による特色を発揮し、困難ケース・地域移行ケース等といった医療も関連した専門的知識を有するケースを主として個別支援を行う
- ・地域自立支援協議会への参画等、地域におけるネットワークづくりを推進

基幹相談支援センター

- ・区センターの統括、後方支援を担う中核的な機関
- ・広域的な調整が必要な場合の窓口、調整機能を発揮
- ・機関支援を行う機能を果たしつつ、個別支援を担う区センターが円滑に業務を遂行できるよう、適切な支援方針について助言する。
- ・市全体の相談支援機能の向上を図る牽引役

IV. 障がい者相談支援の今後の方向性について

1. 基幹センター

○区障がい者相談支援センターの統括、後方支援について

① 「後方支援」機能の発揮について

基幹センターは、区センターのみでは対応が困難なケースや地域移行ケースに対して、区センターへの適切な支援を行うことができるよう、必要に応じて専門職や関係者の参画のもとで検討を行うことなどによって、区センターに対するコーディネート機能やスーパーバイズ機能を発揮し、その支援方針の具体化など、実質的な効果があげられるよう進める。それらを進めていくことによって、個別相談に対する専門的な援助のほか、相談支援に資する基礎的な資料を積極的に区センター等に提供するなど、区センターが総合的な相談支援を行えるよう、区センターへの助言・援助機能を推進していく。

② 連絡会の活性化について

区センター相互の交流・情報交換・学習の場となるよう連絡会を開催し、基幹センターが区センターの事業実施状況を直接把握し、必要な助言を行う。

③ 事例についての検討の実施と事例の蓄積について

区センターへの後方支援にあたっては、基幹センター職員の対応だけでなく、必要に応じて専門職や関係者の参画を仰ぎ、事例検討を行い対応していく。対応事例については、課題分析を行い区センターに効果的なフィードバックを行うとともに、困難例だけではなく、好事例、先駆的、活発な取り組みなどについて、各区センター等での共有化を図り広範囲に浸透させるよう努める。

④ その他について

基幹センターは、区センターとのさらなる連携を促進することにより、相互理解を進める。

○市における相談支援の中核機関として

① 市地域自立支援協議会への参画について

区センター等の活動状況の報告を効果的に行い、さらに具体的提言や提案等を行っていく。

② 調査研究機能、研修機能について

本市としての政策的判断に資するよう、障がい者支援のあり方等にかかる検討や調査・研究を行う。例えば、区センターの月報などを基に困難ケースについて分析や、福祉局と共同で区センター等の協力も得ながら相談支援機関における業務の参考となるテキスト作成、また、相談支援専門員に対する計画相談や地域相談などの研修を実施など、区センター等における業務の実践の向上につながるような機能を果たしていく。

③ 障がい者理解に向けた普及・啓発について

障害者差別解消法施行に向けた取組みなど、時宜に応じた課題を中心に効果的な障がい者理解のための普及・啓発の推進を図る。

④ 障がい者支援施設等からの地域移行支援におけるコーディネート機能の発揮について

障がい者支援施設等からの地域移行支援において施設入所者等からの地域移行希望に沿うように確認・調整したり、地域移行関係機関との連携を図るなど、本市における地域移行の調整窓口として機能することで、区センター等における地域移行及び地域定着の取組みがより進められるよう支援を行う。

⑤ 新たな課題への取り組み

障がい者支援についての新たな施策的課題について、福祉局に協力して対応策等について検討し、その実施、調整にあたり必要な役割を果たしていく

2. 区センター

① 区保健福祉センターと連携した区における相談支援の推進

各区における相談支援の中核機関として、区内福祉サービスの把握、区内関係機関との連携をはかり総合的な相談支援を推進する。

② 専門的知識を必要とする困難ケース等への対応について

区センターにおいて困難ケース等に対応していくなかで、区内を中心とした関

係機関との連携を図る。さらに必要に応じて基幹センターなどとも連携をし、総合的な対応を図っていく。

③ 地域自立支援協議会への参画等について

「地域自立支援協議会に参画するとともに、地域における相談支援体制の中核的な役割を担い、協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等に関する業務」について、ネットワーク力を高めることなどにより、関係機関と連携した課題解決に向けた取り組みの推進を図る。

④ 指定特定相談支援事業者等に対する後方支援について

指定特定相談支援事業者等に対する後方支援を積極的に行うなど、計画相談、地域相談の分野も含めたトータルとしての地域の相談支援体制の強化に努める。

3. 地活センター

① 専門相談員による相談支援強化事業について

専門相談員（精神保健福祉士等）が配置されている特色を生かし、精神障がいに関する地域の相談支援体制の底上げを図るために、そのノウハウについて各事業所に普及を図っていくことにより、地活センターに業務が偏ることのないような取り組みをより推進する。

② 専門的知識を必要とする困難ケース等への対応について

精神障がい関係の困難ケースの対応について区センター、指定特定相談支援事業所などとの連携をさらに強化に努める。個別ケースへの支援を通じて培われてきた精神障がいに対するスキルや配置が義務づけられている精神保健福祉士等の専門職を今後も活用していく。

③ 地域自立支援協議会への参画等について

地活センターの24区担当制を今後も活かし、地域自立支援協議会、区センターなどとの連携をより強化していく。また、地活センターとして地域づくりに参画・連携してきたが、より一層その活動範囲を広げていくことに努める。また、精神科医療機関の医師や看護師と連携した当事者支援について、家族も含めた高齢化に伴い、医療との連携を推進していく。

④ その他について

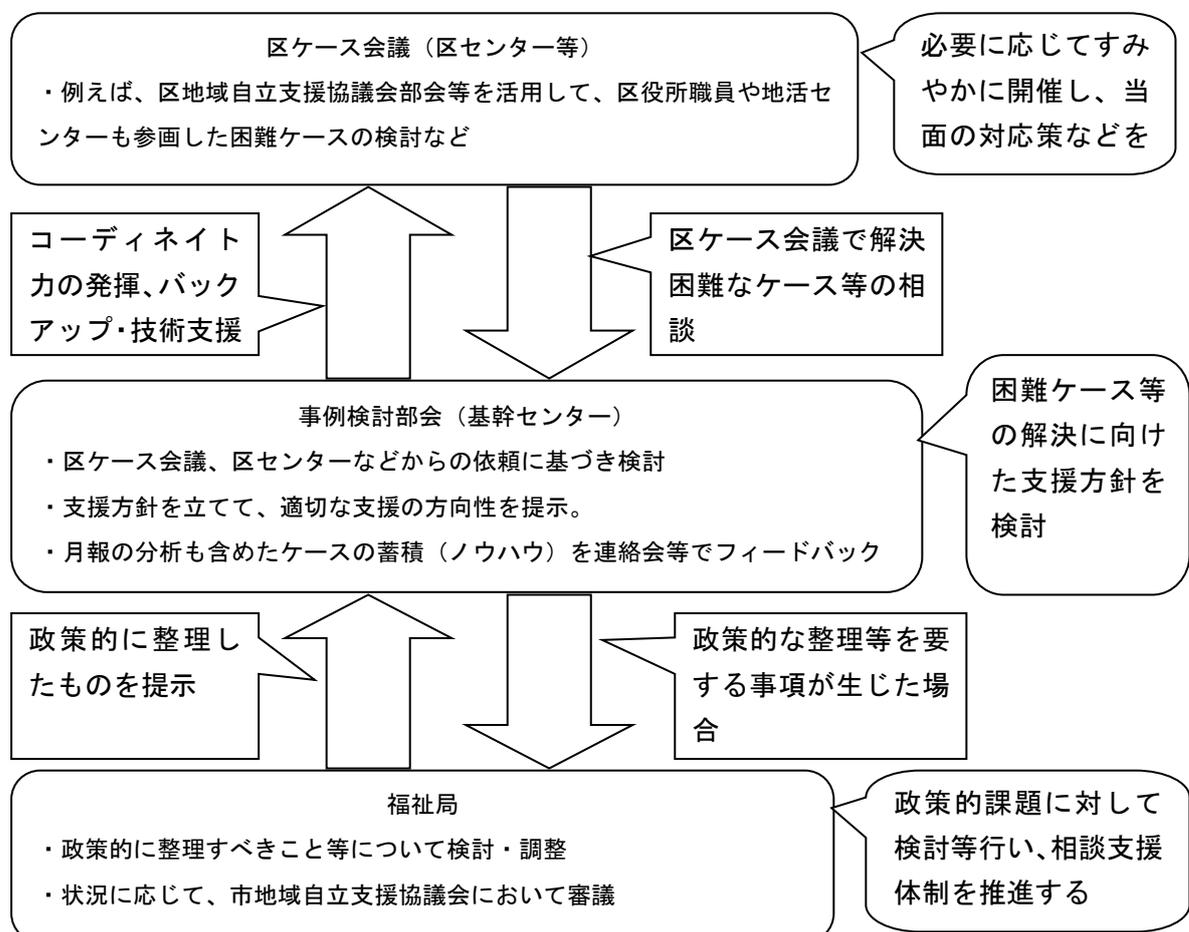
専門相談員（精神保健福祉士等）が配置されている特色を生かし、地域移行な

どに際して、関連する相談支援事業所への助言指導を行うなど、スーパーバイズを継続して行う。また、居住サポート等の支援を実施している実態があることも踏まえた制度設計について検討を進める。

4. 困難ケースへの対応について

前述の基本的な役割分担のもとで基幹センター・区センター・地活センターが、業務をしていくなかで、とりわけ支援困難ケースについては、各関係機関が相互に協力して重層的な支援を進めることが必要である。

例えば、各区におけるケース会議や基幹センターにおける事例検討といった機能を有効に活用し、困難ケース対応について重層的に検討するとともに、そのような検討を通してノウハウを蓄積して、ひいては相談支援機能全体を高めていくことが重要である。(以下は、フローのイメージ案)



5. 地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会（地域自立支援協議会）は、基本的な役割として、関係機関等が相互に連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとされている。

また、協議会の場で明らかとなった課題等を踏まえ、障がい福祉サービスの提供体制の整備や地域における障がい者等の支援体制のあり方を検討し、また、その検討にあたっては、課題別の専門部会を設置する等、地域の実情に応じた活動の活性化に向けた取り組みが必要とされている。

本市においては、この趣旨をふまえ運営の改善に向けた取り組みを進めていく。基幹センターや区地域自立支援協議会等の取り組み状況報告については可能な限り簡潔にとどめ、今後の方策の検討等について各委員が議論を行っていく。また、例えば、計画相談、地域移行、困難ケースなど状況に応じたテーマで部会やワーキング会議等の開催など機動的な運用を図り、総体として法に定める協議会として機能がより高められるよう進める。

また、区地域自立支援協議会については活動状況に差異が見受けられることから、区の実情に応じたマネジメントを踏まえつつ、総体としての機能がより高められるよう進める。

6. 計画相談支援

国においては、平成27年4月より、介護保険のケアプランによるものを除くすべての障がい福祉サービス・地域相談支援の支給決定に際して、サービス等利用計画の提出を求めることとしている。これに対応して、引き続き計画相談支援の提供体制の強化に努める。

具体的には、指定特定相談支援事業者の新規立ち上げとともに、既存事業者における相談支援専門員の増員を呼びかけ、そのために必要となる人材を確保するため、相談支援従事者養成研修のニーズに見合う受講定員の確保を働きかける。また、相談支援従事者養成研修の受講者が円滑に計画相談支援に従事できるよう、個別の事業者への働きかけにも努める。

区センターが地域において事業者の立ち上げや円滑な事業運営を主体的に支援していけるよう、基幹センターが協力して事例やノウハウを収集・提供するなど、区センターの支援力強化に努めるとともに、区レベルでのネットワークの強化をめざす。

計画相談支援のサービス内容が複雑多岐にわたることから、アセスメントやサービス等利用計画作成などについての実践的な研修を基幹センターにおいて開催し、指定特定相談支援事業者のレベルアップに努める。また、制度の運用をはじめ様々な情報を、電子メールなどを活用してきめ細かく提供し、事業者の円滑な事業運営を支援する。

セルフプランについては、様式の簡略化を行うことによってセルフプラン希望者の利便性を向上させ、相対的に計画相談支援の利用者の減少につながることが見込まれる。省令

で示された項目を含み、かつ、容易に作成できる様式について、当検討会での議論を踏まえ早急に設定することとする。その際、サービス提供事業者などが支援者として関与する場合の取扱いも含めた整理を図っていく。

一方、こうした取り組みによっても、平成27年度当初から必要な計画相談支援の提供体制を確保することは困難であると言わざるを得ない。そのため、支給決定を行えないという事態を何としても防ぐため、セルフプランの提出を希望しない者に対してもやむを得ずセルフプランの提出を求める状況が想定される。

その際、計画相談支援とセルフプランについての十分な説明はもとより、セルフプランの書き方についての丁寧な説明と適切な支援が求められるが、国の基本的考え方を踏まえた円滑な実施に向けての検討を進める。

こうした「やむを得ずセルフプランの提出を求める」ケースについては、計画相談支援の提供体制が徐々に整うのに合わせ、次回以降の支給決定の更新時などに計画相談支援の利用を勧奨し、できる限り速やかに終息させていかなければならない。そのための事務手続きの流れについても、早急に検討していく。

また、セルフプランに関わって、平成27年度当初における負担を少しでも緩和できるよう、市町村として取り組むことができる裁量の中で最大限の対応を行うことができるよう、検討を進める。

7. 地域相談支援

地域相談支援については、前述の課題を踏まえた推進策の検討を進めていく必要があるが、緊々に取り組むべき事項としては地域移行支援の対象者となる矯正施設入所者への支援についての整理がある。

国は、地域生活定着支援センターなどが行う支援との重複を避ける観点も踏まえつつ、指定一般相談支援事業者が矯正施設入所者のうち特別調整対象障がい者に対して、矯正施設から退所するまでの間に障がい福祉サービスの体験利用や体験宿泊などについて支援することを想定している。流れのイメージは以下であるが、主につぎの課題があると考えられる。

(流れのイメージ)

① 福祉サービス等のニーズ把握

矯正施設から保護観察所経由で特別調整の依頼があったケースについて、地域生活定着支援センターが中心となって、福祉サービス等のニーズ把握を行う。

② 関係機関間で支援方法等を共有

地域生活定着支援センターが認めた障がい者の支援に関して、指定特定相談支援事業者や地域移行支援事業者も含めた会議を開催し、支援方法の共有を進める。

③ 地域移行支援の提供開始

指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案、市町村による支給決定を経て地域移行支援のサービスを提供する。

指定地域移行支援事業者は、関係機関を招集して計画作成会議を開催し、地域移行支援計画を作成する。障がい福祉サービスの体験利用や一人暮らしの体験宿泊、公的機関の同行支援の実施、福祉サービス等利用の受け入れ調整、住居の確保等

の支援を行う。

④ 入所中から退所後まで一貫性のある支援の提供

指定地域移行支援事業者は、保護観察所が開催する連絡協議会や地域生活定着支援センターが実施するケース会議、合同支援会議等に参加するなど関係機関と連携しながら地域移行支援計画に沿った支援を行う。

(主な課題)

・実施主体について

地域移行支援給付の実施主体は、矯正施設収容前に居住地を有していた場合は居住地の市町村、収容前の居住地が有していないか明らかでない場合は逮捕地の市町村とされている(障害者総合支援法第19条による特定施設(居住地特例対象施設)に準じた取扱い)。そのため、地域生活定着支援センター事業の所管地と異なった場合の具体的な事務の流れ等について確認・整理を進める。

・体験宿泊等の具体支援の実際について

例えば、体験宿泊を実施する際の指定地域移行支援事業者、地域生活定着支援センター、矯正施設等の役割分担については、「関係機関等からなる会議」にて調整を進めるとされているが、特に想定され得る事態に備えたリスク管理にかかる整理(管理者や責任者など)を行う。

・その他、円滑な実施について

例えば、地域移行支援計画作成や体験宿泊実施にあたって、必要な個人情報の提供を指定地域移行支援事業者などが入手することが必要であるが、その程度が明らかになっていない。全体整理の中で確認を進める。

また、居住地特例が無い障がい福祉サービスの支給決定及びそれに関連する計画相談については当該市町村が実施主体となるが、そういった点も踏まえたトータルとしての役割分担や連携のあり方について確認・整理を進める。

さらに、刑期中の方を含めた対象者の把握方法などについて、未だ明らかになっていない部分もこともあることから、国に対する疑義照会などの確認作業を進める。